

## 平成26年度吉野町保育所・幼稚園保育料一覧表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）			
		保育所		幼稚園	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	3歳以上児	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	
第2	第1階層及び第4階層から第7階層までを除き、前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	3,000円	2,000円	3,300円
第3		市町村民税課税世帯	10,000円	7,000円	5,000円
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が右の区分に該当する世帯	40,000円未満	20,000円	17,500円	5,000円
第5		40,000円以上 103,000円未満	37,000円	28,400円	5,000円
第6		103,000円以上 413,000円未満	49,000円	28,400円	5,000円
第7		413,000円以上 734,000円未満	52,000円	28,400円	5,000円
第8		734,000円以上	60,000円	28,400円	5,000円

※保育所の保育料は、給食費を含む。

保育所の3歳児以上児は、別途主食費1,300円必要

※幼稚園の保育料は、幼稚園就園奨励費補助金を受けた金額

幼稚園は、別途給食費3,700円～3,900円必要

※第2子、第3子は減額あり